

平成 年 月 日

井原市長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

実
印

井原市暴力団排除条例に係る誓約書

私は、井原市暴力団排除条例（以下「条例」という。）に基づき、条例の趣旨を理解した上で、井原市が行う公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、下記の事項について誓約します。

これらの事項と相違することが判明した場合には、契約解除等の井原市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、誓約事項の確認等のために、井原市が岡山県警等に対し照会を行うことについても同意します。

記

- 以下の者が条例第2条に規定する暴力団員等ではないこと。また、暴力団員等を新たに選任をしないこと。
 - 法人である場合 代表者および役員
 - 個人事業主である場合 代表者
 - 個人である場合 個人本人
- 1の各号に該当するものが暴力団及び暴力団員等と社会的に非難される関係を有していないこと。
- 使用人として、暴力団員を雇用していないこと。また、新たに雇用しないこと。
- 暴力団及び暴力団員等が実質的に経営に参加していないこと。
- 井原市の発注する公共事業その他市の事務、事業において、1, 2, 3, 4を満たす者のみを下請負人とする。
- 条例第4条、第6条に基づき、必要書類の提出を求められたときは速やかに提出すること。

井原市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に介入し、暴力団の威力及びこれを背景とした資金獲得活動によって、市民等に多大な脅威を与えている現状に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定め、暴力団の排除を総合的かつ計画的に推進することにより、平穏で安全安心な市民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 市民等 市内に住所を有する者及び市内に勤務し、若しくは在学し、又は滞在する者並びに事業者をいう。
- (5) 関係団体 法第32条の2第1項の規定により公安委員会から暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除に関する活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に悪影響を及ぼす存在であることを社会全体として認識した上で、暴力団を恐れぬこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、県、他市町村、国及び関係団体が連携し、協力の下に推進されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民等、県、他市町村、国及び関係団体と連携し、協力して、暴力団の排除に関する施策の推進に努めるものとする。

2 市は、市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携を図り取り組むことができるよう、市民等に対し、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 暴力団の排除の重要性についての理解を深めるための広報及び啓発
- (2) 暴力団の排除のための活動に必要な情報の提供及び助言

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団及び暴力団員等と社会的に非難されるべき関係をもたず、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、連携し、協力して取り組むとともに、市、県、他市町村、国及び関係団体が実施する暴力団の排除に関する施策に協

力するよう努めるものとする。

- 2 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、市及び警察に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(公共工事等における措置)

第6条 市は、公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者を入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(公共施設の利用における措置)

第7条 市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。)は、公共施設の利用が暴力団を利することとなると認められるときは、別に条例で定めるところにより、利用を拒むこと若しくは利用の許可を与えないこと又は利用の許可を取り消すことができる。

(学校等における措置)

第8条 市は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校において、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための指導又は教育活動が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、前項に規定する青少年に対する指導又は教育活動の目的を達成するため、青少年の育成に携わる者が、青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、情報の提供その他必要な支援又は協力を行うものとする。

(利益供与の禁止等)

第9条 市民等は、暴力団の活動を助長し、又は運営に資する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定する者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(暴力団の威力の利用等の禁止)

第10条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団の威力を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること等、暴力団の威力を利用してはならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。